

昌子の広場 第48報 小林昌子議会情報

和泉市無所属市民派議員
小林昌子

和泉市緑ヶ丘2-13-10
自宅 Tel(Fax) 0725-54-2626
事務所 Tel(Fax)0725-53-4451
Email masakokob@yahoo.co.jp
http://masako-hiroba.info/

ホームページもご覧下さい
yahoo の小林昌子で検索出来ます



目次

- ・互助会の退会給付金で提訴 P1
- ・一般質問速報 互助会問題 P2
- ・一般質問速報 土地開発公社問題 P3
- ・中止されたダム、昌子の広場 P4

**互助会の退会給付金関連で住民訴訟
一般質問速報 互助会・土地開発公社問題**

互助会退会給付金を違法として住民訴訟を起こしました

退職職員に互助会から支給されている退会給付金は違法であるとして、和泉市長らに互助会から退会給付金の返還を求める住民訴訟を平成17年7月15日大阪地裁に起こしました。

前月号で紹介しましたように、住民監査請求に対する監査結果は二人の監査委員の合意が得られず監査が不調となりました。それを受けて裁判所の判断を仰ぐべく今回住民訴訟となったものです。

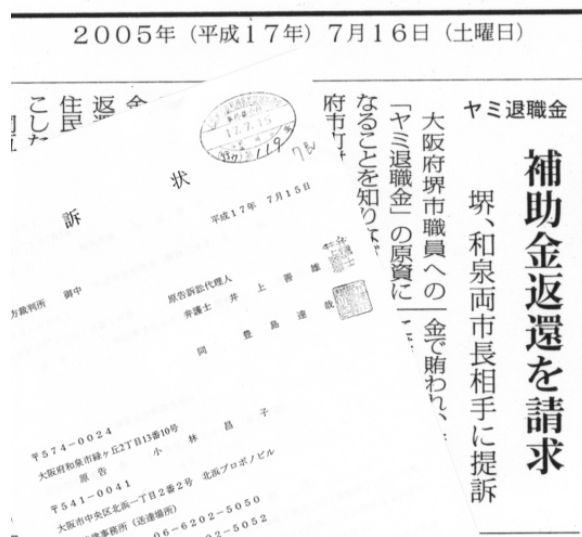
互助会に関する住民訴訟は府内では吹田市（現在最高裁で係争中）、美原町（現堺市）、大東市、枚方市、堺市等で起こされています。これから息の長い裁判との戦いが始まります。

住民訴訟一口メモ

地方自治法第242条の2に定められているもので、住民が地方自治体の違法または不当な財務会計上の行為（公金の支出、財産の取得、管理、契約の締結など）または怠る事実について、それを防止し、あるいは是正し、損害を補填し、するなどして住民全体の利益を擁護するために認められたものです。

従って訴訟の利益は住民（自治体）に帰すもので、訴訟を起こした人には何ら利益はありません。

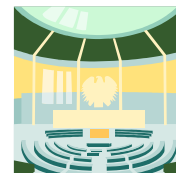
訴訟を起こすことができるのは地方自治法第242条の住民監査請求を行った者で、監査請求前置主義と言います。私はこの件で先般住民監査請求を起こしましたので、訴訟が出来ます。住民であれば納税者でなくともよく、日本国民であることも必要とされていません。



何故こだわる互助会問題

私は職員への福利厚生を否定しているわけではありません。自治体職員にも福利厚生を受ける権利は当然保障されなければなりません。問題はその中身です。正規の退職金以外に府内で多い人で1000万円以上にものぼる退会給付金がヤミ退職金として支払われています。これをなくすることが出来れば和泉市だけでも1億円以上が節約できます。そうすれば幼稚園や保育園の保育料を引き上げなくてすむのです。税金は市民のために使われなければなりません。

平成17年6月議会一般質問 互助会について



今回の監査結果に対し市はどのような対応をとられるのか。



一名の監査委員が退会給付金は違法との意見であった事を受けて、互助会に市民の理解を得られるようにして欲しい旨要望した。

互助会としては公費負担を1：1に改め、退会給付金については検討委員会にて早急に改革していくことに7月12日の評議会で決定した。



この退会給付金はそもそも地方公務員法第42条の元気回復とは全く次元の異なるものと考えるのが普通の市民の感覚と思うが。



本件は現在最高裁へ上告中で、その動向に注意していきたい。



市長はどのような考えをお持ちか



今回の監査結果が合意に至らなかったこと、他市でも同様の住民監査請求が起こされていることは十分認識している。今回首長が評議員になり、強い指導力で早急に改革を図るといふもので、地方公務員法第42条の職員への福利厚生の実施義務の面を認識しつつ、市民の理解を得られる内容にしていかなければならないと考えている。互助会では自分も積極的に発言していきたい。

互助会への支出を条例で定めていないことについて地方自治法第14条第2項に違反しているのではないか



互助会とは委託契約をしている。条例規定でなく委託契約で行っていることについて顧問弁護士及び大阪府市町村課に確認したが違法性はないと考えている。一方条例化も検討していかなければならないと考えている。



条例の代わりに互助会と締結した委託契約は議会に諮られていない。和泉市条例第14条議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の趣旨から、議会に諮ることが相当と考えるが。



委託契約を締結するのは議会に付すべき事項ではないので市長の決裁で締結したものである。



確かに前記条例の形式文言上は議会にかけないことはこれに抵触しないが、互助会への支出は今まで優に1億5000万円を超えており、条例での定めがないことを考慮すると議会に諮るのが望ましいのではないかと。更に互助会の事業内容は外部には殆ど明らかにされていない。市民への情報



公開の点からも議会に諮るべきではないか。和泉市事務決済規定で1000万円以上委託契約は市長の判断で締結出来るものである。情報公開については互助会と十分協議していきたい。

互助会問題とは

互助会問題のポイントは次の3点です。

ポイント1 ヤミ退職金問題

互助会の給付の中心であるヤミ退職金の問題です。これは退職時に正規の退職金以外に互助会から給付されるもので、給付例(単位万円)

このように自分が納めた掛金の数倍もの給付金が貰える

	生業資金	退会給付金	退会餞別金	給付計(a)	本人掛金(b)	倍率(a)/(b)
A市	593	522	0	1,152	191	6.0
B市	474	548	0	1,022	199	5.1
C市	412	537	7	956	201	4.8

仕組みです。これはとりもなおさず市からの補給金が如何に大きいか分かります。このような所に市民の税金が使われるのは不当です。

ポイント2 市民に分からぬ所で運営

互助会の事業は会員である職員にしか分かりません。多くの税金が投入されているのに、市民には全くその中身が開示されていません。私は今年の3月議会で少なくとも決算は議会に報告するよう質しましたが、市は出資金の点で議会に報告する団体に当たらないと答弁しました。全く市民を馬鹿にした態度です。更に現在は互助会には情報公開制度がありませんので、互助会に資料提供を申し入れても断られます。今回市はやっと情報公開について互助会と話し合う態度を見せました。

ポイント3 福利厚生事業を任意団体に丸投げ

本来地方公務員法では市は職員の福利厚生を計画を立て実施するとありますが、この計画が存在せず、互助会に丸投げし、補給金を出すだけの主体性の無さが今回の職員厚遇の一因です。

互助会は任意の団体で、これに入らないといけないことはありません。しかしスケールメリットを生かすという理由で大阪市を除く大阪府の全ての自治体が加入しています。スケールメリットを否定するものではありませんが「みんな渡れば・・・」のように、この団体を隠れ蓑に市民には言えない事が営々と続いてきたのです。

土地開発公社問題



土地開発公社は土地の値上がりが続くことを前提として、すぐに動けない市に代わって、安いときに土地を確保しておくために作られたものですが、この土地の値上がりが続くことを前提という部分が、バブル崩壊後、思惑とは逆の結果になり、多くの塩漬け土地(民間でいう不良債権)が出来上がってしまいました。

現在保有している土地の取得価格、期間利子、時価の総額はいくらか。更に5年以上保有している土地については、



取得価格51億7千万円、期間利子24億8千万円、帳簿価格76億5千万円。時価は路線価をもとに計算して45億円。その内5年以上の分は取得価格14億6千万円、期間利子24億円、帳簿価格43億6千万円。時価は同様に15億7千万円。



先程の答弁では土地の評価損は30億円を超えており、毎年増加している。この膨大な不良債権は結局市民が負担することになるが、更なる悪化を防ぐためには早急な対応が必要となる。平成16年12月27日に総務省から出された土地開発公社経営健全化対策について申請する考えはないか。



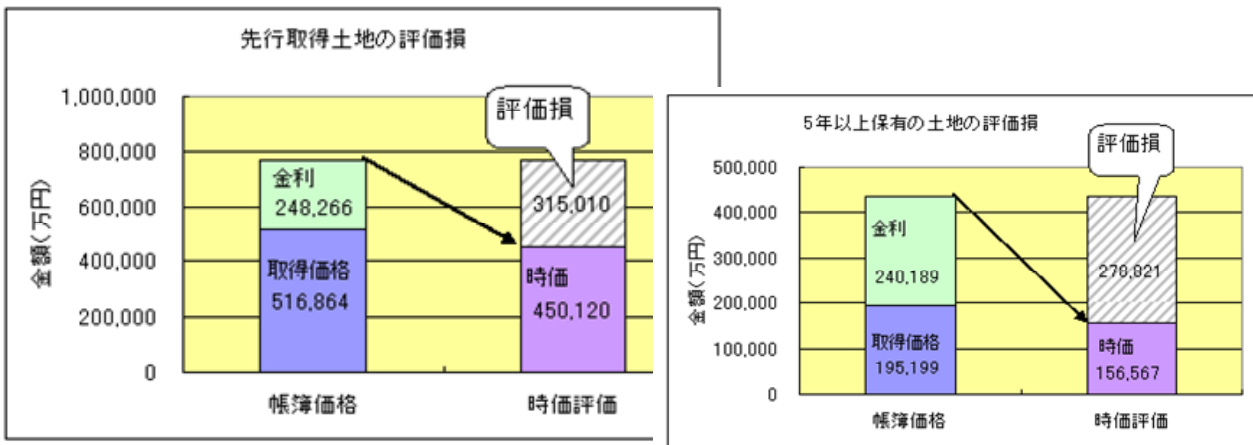
この指定を受けると公社からの買い戻しの用地費に起債が認められる等の優遇措置があるが、計画期間内に処分をしなければならない等、本市の財政状況から見てクリアしなければならない高いハードルがある。しかしこの際公社の健全化を進める上では経営健全化団体の指定を受け処理を進めることは非常に重要であると認識しており、17年度計画策定に向け鋭意取り組みたい。

土地開発公社問題の整理

土地開発公社は「公有地の拡大の推進に関する法律」の規定に基づき、設立された法人で、市に代わって公共用地・公用地等を先行取得し、造成、管理、処分等を行うことにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として運営されています。

ところがバブル崩壊に伴い土地神話の崩壊、公共事業の大幅削減の影響を受け、先行した土地の多くが未利用のまま塩漬け土地となり、土地の値下がりによる評価損と金利負担の影響で大幅な評価損、いわゆる不良債権を抱える事になりました。

<和泉市土地開発公社の土地の評価>



土地開発公社の保有する土地は全体では31.5億円の評価損(いわゆる不良債権)を抱えています。中でも5年以上保有している土地の時価は帳簿価格の1/3程しかない状態です。早急な処理を行わないとこの不良債権はどんどん膨らみます。その点からも経営健全化団体の指定を受けて処理を加速することは大いに意味のあることです。

この塩漬け土地の中に先般の議会で私が質問した、大阪府に代わって先行取得した弥生博物館横の用地が含まれています。平成12年の買い戻しの約束にも拘わらず未だ大阪府はこの土地を買い戻していません。地価の大幅値下がりから帳簿価格9億弱の土地が時価で3億強しかなく5億8000万円もの評価損を抱えています。大阪府との間に契約書や覚え書きが無く、口約束だけで大阪府に代わって取得した市の人の良さに呆れます。大阪府に買い取りを強く要請しないと損失は更に膨らみます。

中止されたダム計画



今回中止が決まった大戸川ダムと余野川ダムを見学してきました。これらのダムは何れも水需要が低下する中で利水の目的が無くなったため中止となったもので、治水対策はダム以外の方法で行おうというものです。

初めに行った大戸川ダムは既に用地買収は2/3の完了、55戸の家屋移転も完了、工事用・迂回用道路は6割が完了、付け替え道路は3割方完了の状況で既に450億円もの巨費が投入されています。

これらは全てが無駄とは言えませんが工事に伴う環境破壊をあわせ考えるとその代償は決して小さくはありません。榎尾川ダムも平成20年の本体工事開始を控え、もう一度立ち止まって考えてみてはどうでしょうか。新市長は公共事業再評価委員会の設置を公約しています。このダムは和泉市の直接の事業ではありませんが、影響は和泉市が被ります。始まってからでは遅すぎます。

「市民オンズ和泉（仮称）」結成を準備

今回の互助会の監査請求は和泉市では10年ぶりであったそうです。和泉市では市民が行政に直接働きかける事が比較的少ないように思われます。そこで、市民の目で無駄な税金が使われていないか等の行政を監視する団体の結成を準備しています。

たくさんの皆様の参加を期待しています。会則などが整いましたら又ご案内させていただきます。

和泉市のアスベストについて

アスベスト問題は全国に広がり、その深刻さは日に日に増してきています。現在和泉市内にはアスベスト関連事業所はないとのことです。又公共施設の現状把握は7月29日迄に行う予定です。

教育委員会関連は7月末の文部科学省からの通達に従い対応するとのことです。

昌子の広場

昌子の日記

- 7/1 和泉中央駅会報配布
- 7/2 近畿オンズネット学習会、いぶき野 3 丁目マンシ

オン住民説明会

- 7/4 本会議
- 7/5 和泉中央駅会報配布、民生企業委員会傍聴、いぶき野小学校訪問
- 7/6 産業建設委員会
- 7/7 和泉中央駅会報配布、総務文教委員会傍聴
- 7/8 議会運営委員会
- 7/9 万葉講座
- 7/11 南大阪湾岸北部下水道組合議会
- 7/13 一般質問
- 7/14 一般質問
- 7/15 本会議、洋ランの会、まゆの会
- 7/16 短歌の会
- 7/17 自治体議員勉強会 in 生駒
- 7/18 大戸川ダム見学
- 7/19 余野川ダム見学
- 7/20 和泉中央駅会報配布、国民保護計画勉強会
- 7/21 信太山駅会報配布、入札・契約等調査特別委員会、ソロプチミスト例会、緑ヶ丘女性消防クラブ例会
- 7/22 和泉中央駅会報配布、適正就学審議会、いぶき野 3 丁目マンション住民説明会
- 7/23 松尾寺巡り（環境くらぶ）、近畿オンズ学習会
- 7/24 近畿オンズ学習会
- 7/25 和泉府中駅会報配布、信太学園ボランティア、ピースウォーク実行委員会
- 7/26 光明池駅会報配布
- 7/27 北信太駅会報配布、事務所運営委員会
- 7/28 榎尾山日帰りキャンプボランティア
- 7/29 アビリティーズ・デイサービスと和泉府中見学会

<事務所行事> いずれも小林昌子事務所で
 連絡先 自宅 TEL 0725-54-2626
 事務所 TEL 0725-53-4451
 (事務所 緑ヶ丘1-3-15)

万葉講座(場所 緑ヶ丘自治会館にて)
 ・講師 大高勇さん(犬養万葉顕彰会会員)
 ・37回 9/10(土) 瀬戸内の船旅 - 牛窓～鞆の浦～
 風速の浦

パソコン講座(参加費無料)
 8月は夏休みでお休みです。
 9月から再開します。



市政相談会
 ・第2、4水曜日 20:~21:30
 この時間帯で都合のよい時間にお越し下さい